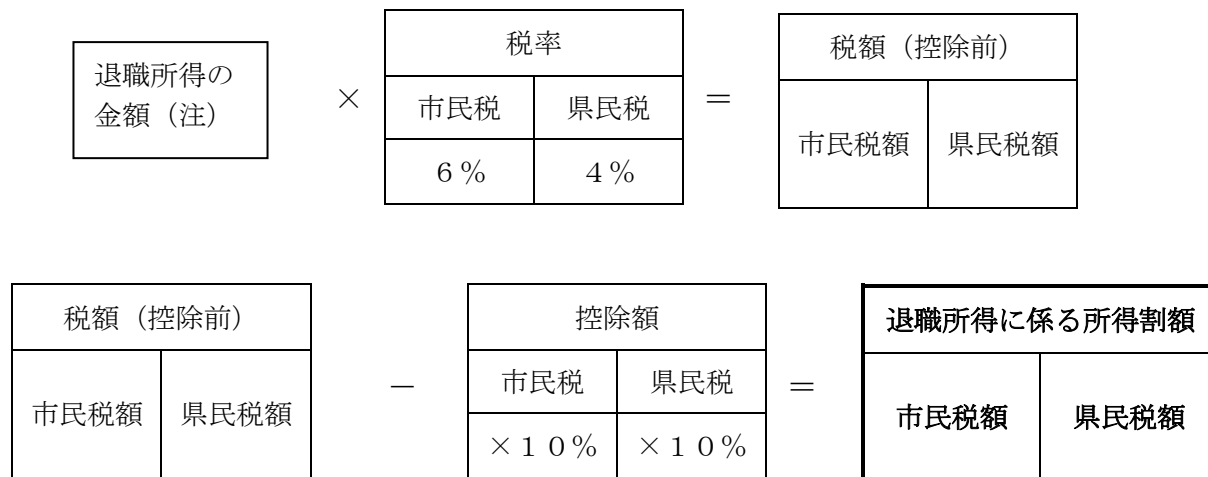


退職所得に係る市民税及び県民税の所得割の求め方

●税額計算のながれ



（注）退職所得の金額 ＝ （退職手当等の収入金額－退職所得控除額） × 1 / 2

●税額の計算方法

- ① 退職所得控除額を求めます。 ※所得税の計算で使用するものと同じです。
（所得税法30③・④）

○勤続年数が20年以下の場合 → 40万円×勤続年数

○勤続年数が20年を超える場合 → 800万円＋（70万円×（勤続年数－20年））

※勤続年数は、1年に満たない月数、日数があるときには切り上げになります。

勤続期間が20年8ヶ月であれば、勤続年数は21年になります。

※上記金額が80万円に満たないときは80万円になります。

※障害者になったことにより退職した場合には上記金額に100万円加算されます。

- ② 退職所得の金額を求めます。 ※所得税の計算で使用するものと同じです。
（所得税法30②、地方税法50の3②、328の2②）

退職所得の金額 ＝ （退職手当等の収入金額－退職所得控除額） × 1 / 2

※退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てます。

（地方税法20の4の2①）

③ 退職所得に係る所得割額を求めます。(税額は一律、市民税：6%、県民税：4%です。)

$$\text{市民税所得割額} = (\text{退職所得の金額} \times 6\%) - (\text{退職所得の金額} \times 6\%) \times 1/10$$

$$\text{県民税所得割額} = (\text{退職所得の金額} \times 4\%) - (\text{退職所得の金額} \times 4\%) \times 1/10$$

(地方税法35、50の3、50の4、314の3、328の2、328の3、地方税法附則7)

※市民税・県民税所得割額に100円未満の端数がある場合は、100円未満の金額を切り捨てます。

(地方税法20の4の2③)

●計算例

退職手当等の収入金額1,315万円、勤続年数25年の場合

① 退職所得控除額を求めます。※所得税の計算で使用するものと同じです。

$$800\text{万} + (70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年})) = 1,150\text{万円}$$

② 退職所得の金額<(退職手当等の収入金額-退職所得控除額)×1/2>を求めます。

※所得税の計算で使用するものと同じです。

$$(1,315\text{万円} - 1,150\text{万円}) \times 1/2 = 825,000\text{円}$$

(1,000円未満の端数がある場合切り捨て)

③ 退職所得に係る所得割額<(退職所得の金額×税率)-(退職所得の金額×税率)×1/10>を求めます。

(1) 10分の1相当額控除前の所得割額を求めます。

| | 退職所得の金額 | | | | |
|-------------|----------|---|----|---|---------|
| 控除前の市民税所得割額 | 825,000円 | × | 6% | = | 49,500円 |
| 控除前の県民税所得割額 | 825,000円 | × | 4% | = | 33,000円 |

(2) 所得割の10分の1に相当する額を求めます。

| | 控除前の所得割額 | | | | |
|-----|----------|---|------|---|--------|
| 市民税 | 49,500円 | × | 1/10 | = | 4,950円 |
| 県民税 | 33,000円 | × | 1/10 | = | 3,300円 |

(3) 退職所得に係る所得割額(10分の1相当額控除後)を求めます。

| | | | | | | | |
|---------|---------|---|--------|---|---------|---|----------------|
| 市民税所得割額 | 49,500円 | - | 4,950円 | = | 44,550円 | → | <u>44,500円</u> |
| | | | | | | | 100円未満切り捨て |
| 県民税所得割額 | 33,000円 | - | 3,300円 | = | | | <u>29,700円</u> |
| | | | | | | | 100円未満切り捨て |

納入期限 … 退職手当を支払い、市民税・県民税を特別徴収した日の翌月10日まで